

第 6 5 号議案

長岡京市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

長岡京市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 6 年長岡京市条例第 2 5 号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 7 年 8 月 1 9 日提出

長岡京市長 中小路 健 吾

（提案理由）

人事院規則 1 0 - 1 1（育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び超過勤務の制限並びに意向確認等）の一部改正に準じて変更を行うため、条例の一部を改正する必要があるので提案する。

長岡京市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

長岡京市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年長岡京市条例第25号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(介護休暇) 第15条 介護休暇は、職員が要介護者(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者(第17条の3第1項において「配偶者等」という。))で負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障がいにより規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)の介護をするため、任命権者が規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごと(当該状態が2の年以上にわたる場合にあっては、1の年ごと)に、3回を超えず、かつ通算して180日を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。 2・3 【略】 第17条 【略】 <u>(妊娠又は出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等)</u> 第17条の2 任命権者は、長岡京市職員の育児休業等に関する条例(平成4年長岡京市条例第3号)第14条第1項の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員(以下この項において「申出職員」という。)に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) <u>申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(次号において「出生時両立支援制度等」という。)</u>その	(介護休暇) 第15条 介護休暇は、職員が要介護者(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者(第17条の2第1項において「配偶者等」という。))で負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障がいにより規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)の介護をするため、任命権者が規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごと(当該状態が2の年以上にわたる場合にあっては、1の年ごと)に、3回を超えず、かつ通算して180日を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。 2・3 【略】 第17条 【略】 【加える】

改正後	改正前
<u>他の事項を知らせるための措置</u> (2) <u>出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置</u> (3) <u>長岡京市職員の育児休業等に関する条例第 14 条の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置</u> 2 <u>任命権者は、3 歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。</u> (1) <u>対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置</u> (2) <u>育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置</u> (3) <u>対象職員の 3 歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置</u> 3 <u>任命権者は、第 1 項第 3 号又は前項第 3 号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。</u> （配偶者等が介護を必要とする状況に至	（配偶者等が介護を必要とする状況に至

改正後	改正前
った職員に対する意向確認等) <u>第17条の3</u> 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の<u>請求等</u>に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。 2 【略】 <u>第17条の4</u> 【略 条の繰下げ】	った職員に対する意向確認等) <u>第17条の2</u> 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の<u>申告、請求又は申出</u>(次条において「請求等」という。)に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。 2 【略】 <u>第17条の3</u> 【略】

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、この条例による改正後の第17条の2第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。